

郵便貯金銀行に係る政令改正事項説明資料
〈郵政民営化法第107条関係〉

平成19年9月6日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

郵政民営化法施行令の改正

預入限度額の対象外とする郵便貯金銀行の受け入れる預金等について

- 1 日本郵政公社においては、郵便貯金部門とそれ以外の部門の資金のやりとりは、基本的に内部勘定による対応となっている。

民営化後、同様の資金のやりとりは、郵便貯金銀行と日本郵政グループ4社の間の預貸関係となることから、従前と同様の取扱いを可能とするため、郵便貯金銀行の預入限度額の適用外となる預金等に、日本郵政グループ4社が行う預金を追加することとする。

(注) 日本郵政グループ4社とは、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び郵便保険会社をいう。

- 2 具体的には、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第107条第1号の規定に基づき、預入限度額の適用外となる預金等を定める郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）第2条に、日本郵政グループ4社が預金する普通預金及び定期性預金を追加する。

(注) 現在、預入限度額の適用外となる預金等としては、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項各号に掲げる要件（①決済性、②要求払い、③無利子）のすべてに該当する預金を規定。

- 3 なお、当該規定の改正に伴い、郵政民営化法施行令における他の法令の初出箇所に変更が生じることから、当該法令の法令番号を引用する規定の改正を行う必要がある。

(参考)

- ・ 民営化当初の郵便貯金銀行の業務範囲については、郵政民営化法により制限されており、その具体的な内容に関しては、現在の日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、関係政省令により規定されている。
- ・ 当該政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。(郵政民営化法第123条)

(参照条文)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（預入限度額）

第百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額

ロ 当該預金者等の機構への郵便貯金（整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。）の額の合計額（その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額）

二・三 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 第百七条第一号、同号イ、第百十條第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 （略）

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（決済用預金に係る保険料の額）

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。

二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

三 利息が付されていないものであること。

2 （略）